ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

わが国には、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が350万人以上いると推定されており、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」には、国の法的責任が明記されている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、B型・C型肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、より重篤化した肝硬変・肝がんに対する治療自体についての助成制度が存在しない。そのため、重度の病態により就労困難な肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため実態に即していないことが 肝炎対策推進協議会でも取り上げられている。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな措置が講じられておらず、肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなられている中で、医療費助成制度の創設は、特に緊急に取り組むべき課題である。

よって、国におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

殿